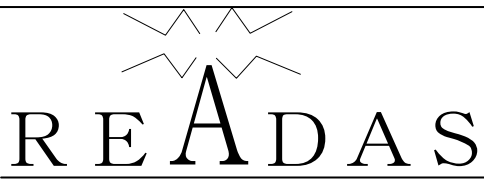


第 6017 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月10日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 団体定期保険の保険料

Q：従業員を被保険者、会社を保険契約者、従業員の遺族を保険金受取人とする掛捨ての団体生命保険契約に加入した場合、支払った保険料は、どのような取扱いになりますか？

A：従業員全員に一律に掛ける保険については、保険料を損金の額に算入することができます。

【解説】

定期保険とは、一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、保険事故が発生しない場合には保険料は掛捨てとなる満期保険金のない生命保険をいいます。

会社がこのような保険に加入するのは、従業員について万が一保険事故が発生した場合に支払うことになるであろう従業員の退職金や見舞金に充てるためと考えられます。したがって、支払った保険料は業務遂行上必要な費用に該当し、損金の額に算入することができます。

一方、従業員側でも、実際に保険事故が発生するまでは、会社が保険料を支払ったことによる経済的利益は生じませんので、給与として課税することはしない取扱いとなっています。

ただし、この場合、役員や特定の従業員のみを被保険者としているときは、支払った保険料相当額は、その役員や特定の使用人に対する給与として課税されますので、注意してください。

